

	結 果
<p><b>平成25年</b></p> <p>5月14日～17日 飯島勲内閣官房参与が訪朝 7月5日 BSフジの番組</p> <p><u>飯島勲 内閣官房参与</u></p> <p>「遅くとも参院選の後、(9月の)国連総会の前には(拉致問題は)解決する」</p>	<p>一人も帰って来ず</p>
<p><b>平成26年</b></p> <p>5月29日 ストックホルム合意文を発表 10月31日 官房長官記者会見</p> <p><u>菅義偉 官房長官</u></p> <p>「再調査の初回報告は常識的には年内だろう」</p>	<p>何の返事も無い</p>
<p><b>平成28年</b></p> <p>3月1日 国連人権理事会(スイス)で 北朝鮮の李洙墉外相が演説</p> <p><u>浜地雅一 外務大臣政務官</u></p> <p>「北朝鮮代表団のどなたが出席だったかは承知していない」</p>	<p>やる気なし</p>
<p><b>平成30年</b></p> <p>2月9日 平昌オリンピック開会式 <u>安倍晋三総理</u>と金永南最高人民会議常任委員長が レセプション会場で立ち話</p>	<p>?</p>

書き換え前	書き換え後
<p><u>畿財務局から豊中市に「森友学園と本財産の契約を締結することを証する」旨の文書を提出してもらいたいとの要望あり。</u>  <u>なお、打合せの際、「本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですから、前に進めてください。』とお言葉をいただいた。」との発言あり（森友学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示）。</u></p> <p>H26. 6. 2 <u>近畿財務局から森友学園に対し、①当局の審査を延長すること、②豊中市に対して、開発行為等に係る手続のみを可能とする「承諾書」を当局から提出すること、③売払いを前提とした貸付けについては協力させていただく旨を回答。</u></p> <p>H26. 6. 30 <u>開発行為等の手続のみを実施可能とする「承諾書」を、豊中市へ提出。</u></p> <p>H26. 8. 29 <u>大阪府が森友学園の設置計画書を正式受理し、平成26年12月定例私立学校審議会での本件諮問に向けて事務を進めることと決定。</u></p> <p>H26. 10. 2 <u>近畿財務局から大阪府私学・大学課に対して、審査基準（総負債比率制限）について照会。</u>  <u>森友学園が本地を購入するために銀行等から借入れを行う場合だけでなく、延納売払いの場合でも延納額が負債として計上されることを確認（現状の収支計画では審査基準に抵触し、本地を即購入することができないことを確認）。</u></p> <p>H26. 10. 7 <u>近畿財務局から森友学園に対し、あらためて現状の収支計画を改善することにより、本地を即購入することができないか検討を依頼（延納売払い及び分割売払い（建物敷地のみ先行取得）も含む）。</u></p> <p>H26. 10. 15 <u>森友学園から近畿財務局に対し、関連法人の資産売却や寄付金の増加などについて検討したものの、すぐに収支計画を改善することは不可能であるため、大阪府の審査基準に抵触しないで本地を即購入することはできない旨の回答有。</u></p> <p>H26. 10. 31 <u>大阪府が森友学園の設置認可申請書を正式受理。</u></p> <p>H26. 12. 17 <u>近畿財務局から森友学園に、契約に向けての今後のスケジュール、予定している契約書式等について説明。</u></p> <p>H26. 12. 18 <u>大阪府定例私立学校審議会において、児童数確保が見込める根拠資料の不足などの理由から本件小学校設置計画が継続審議とされ、大阪府は、森友学園から追加資料を求めて平成27年1月中に同審議会の臨時会を開催することとした。</u></p>	



No 7  
瑞穂の國記念小學院新築工事

---

産業廃器物混合土  
試掘確認  
A工区 No.3

---

深さ: G.L-3000  
ゴミの層: G.L-800~2700の間  
※現状地盤G.Lより測定



No 8  
瑞穂の國記念小學院新築工事

---

産業廃器物混合土  
試掘確認  
A工区 No.3

---

深さ: G.L-3000  
ゴミの層: G.L-800~2700の間  
※現状地盤G.Lより測定



No 9  
瑞穂の國記念小學院新築工事

---

産業廃器物混合土  
試掘確認  
A工区 No.3

---

深さ: G.L-3000  
ゴミの層: G.L-800~2700の間  
※現状地盤G.Lより測定



No 10  
瑞穂の國記念小學院新築工事

---

産業廃器物混合土  
試掘確認  
B工区 No.4

---

深さ: G.L-3000  
ゴミの層: G.L-0~1200の間  
※現状地盤G.Lより測定



No 11  
瑞穂の國記念小學院新築工事

---

産業廃器物混合土  
試掘確認  
B工区 No.4

---

深さ: G.L-3000  
ゴミの層: G.L-0~1200の間  
※現状地盤G.Lより測定



No 12  
瑞穂の國記念小學院新築工事

---

産業廃器物混合土  
試掘確認  
B工区 No.4

---

深さ: G.L-3000  
ゴミの層: G.L-0~1200の間  
※現状地盤G.Lより測定

# 「モンリオール議定書2016年改正」のテキストの正誤について

去る2月23日に国会に提出した標記議定書改正の和訳について、以下のとおり、正誤対応の必要性が生じている。

## 1. 和訳の誤り

### □ 第三条2

(誤) 附属書A、附属書C及び附属書Fのグループ I に属する規制物質の地球温暖化係数を用いる。

(正) 附属書AのグループI、附属書C及び附属書Fに掲げる規制物質の地球温暖化係数を用いる。

(原文) use the global warming potentials of those substances specified in Group I of Annex A, Annex C and Annex F

(途中 略)

## 2. 改正原文の誤り

本件は、国連(改正の寄託者)より、3月2日付けで各締約国に通知がなされたものであり、5月31日までに各締約国から異議申立がなされなければ、以下の正誤が確定する。

### □ 第三条2

(誤) for the purposes of Article 2J, paragraph 5 bis of Article 2 and paragraph 1 (d) of Article 3,

(正) for the purposes of Article 2J, paragraph 5 of Article 2 and paragraph 1 (d) of Article 3,

(上記に伴う和訳の変更)

「第二条5の二、第二条のJ及び1(d)の規定の適用上」

→ 「第二条5の二、第二条のJ及び1(d)の規定の適用上」

改正原文の正誤が、国連の手続上も確定した際には、改めて関係方面に御報告の上、正誤対応のための手続をしかるべくとらせていただきたい。